

令和8年度 10月
売払番号 第 605 号
県有林産物公売 物件明細書
物件の種類：立木

- | | |
|--------|-----------------|
| 1 入札日 | 令和8年10月27日(火) |
| 2 開始時間 | 10:00 |
| 3 入札会場 | 盛岡地区合同庁舎 8階 講堂B |

開始時間の10分前までに受付を終了願います。

目 次

1	日程等	1
2	入札会場位置図	1
3	公売物件の所在地及び数量等	2
4	現地案内の日程等	2
5	現地案内集合場所位置図	3
6	数量集計表	4
7	明細表	5～7
8	物件所在位置図	8～9
9	入札心得	10～11
10	入札書様式	12～14
11	委任状(参考様式)	15
12	伐採搬出等に係る留意事項	16
14	公売物件の概要	17

県庁及び担当振興局等の住所及び電話番号

所 属	住 所	電話番号
盛岡広域振興局林務部 森林保全課 県有林担当	〒020-0023 盛岡市内丸11-1	TEL 019-629-6618 FAX 019-629-6624
岩手県農林水産部 森林保全課 県有林担当	〒020-8570 盛岡市内丸10-1	TEL 019-629-5797 FAX 019-629-5789

日 程 等

- 1 入 札 日 令和8年10月27日(火)
- 2 開始時間 10:00
- 3 入札会場 盛岡市内丸11番1
盛岡地区合同庁舎 8階 講堂B
TEL 019-629-6618

入札開始時間の10分前までに受付を終了願います。

入札会場位置図



公売物件の所在地及び数量等

売払 番号	所在地	県有林 の種類	事業 区名	保安林種	立木調査 の方法 ※2	区域面積 (ha)	主要樹種	立木材積 (m3)	FIT制度 優遇措置	搬出期間 ※1
605	盛岡市新庄字 中津川 地内	水源林 県行造林	浅岸(7)	水源 かん養	航空 レーザ	28.60	カラマツ	6,748	対象 (保安林)	3年

※1) 搬出期間・・・物件を引渡ししてから伐採、搬出を終了するまでの期間。

※2) 航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準値(地上)調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算出した値であり、実際の数量とは差異がある場合がありますことをあらかじめご了承ください。

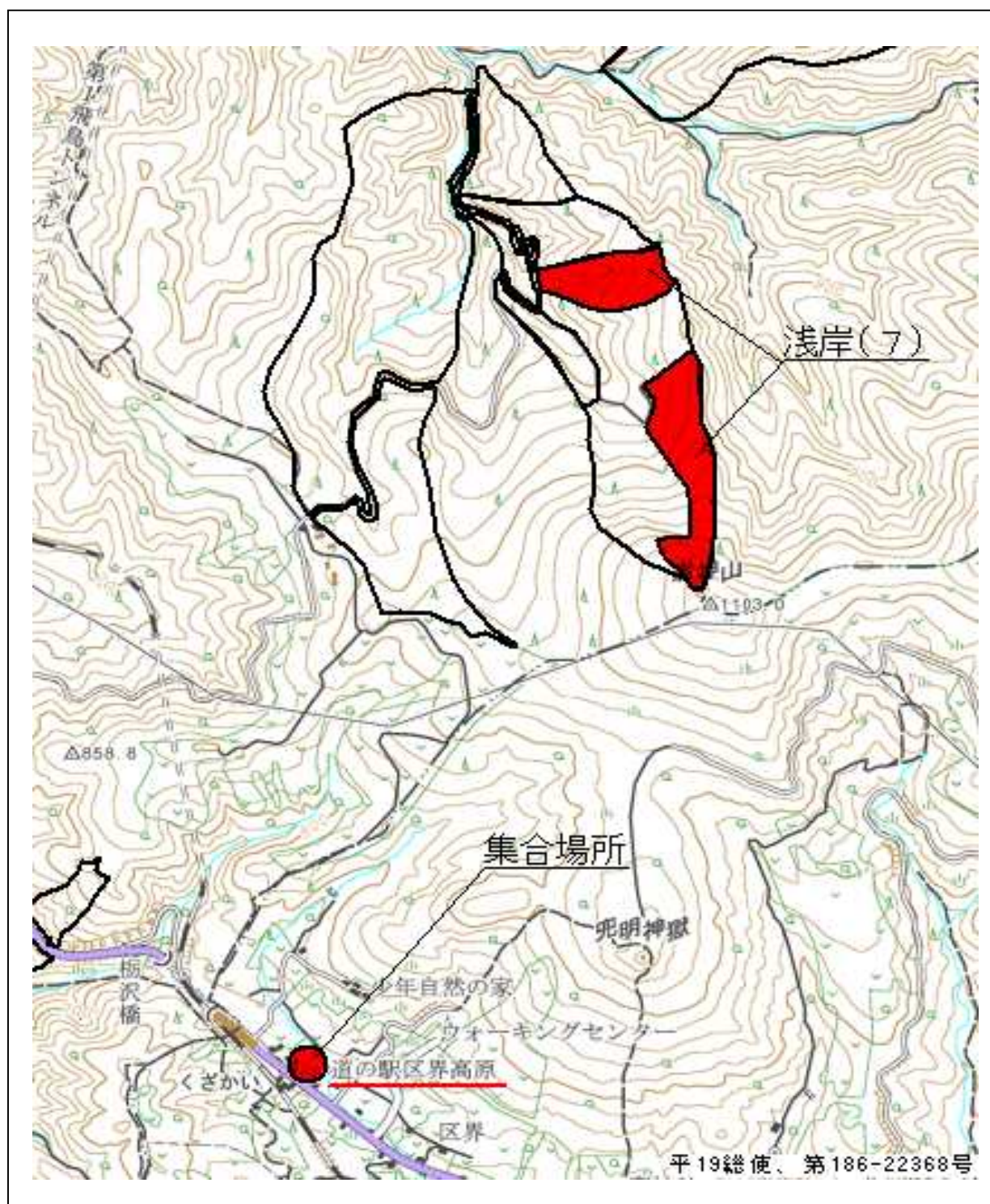
現地案内の日程等

売払 番号	日 時	集合場所(別紙位置図を参照)	備 考
605	令和8年10月16日(金) 10:00～	宮古市区界2-434-2 道の駅「区界高原」駐車場	現地までは車で移動

現地案内は、振興局等の担当者が行います。

現地案内集合場所位置図

宮古市区界2-434-2
道の駅「区界高原」駐車場



数量集計表

売払 番号	事業区	樹種	面積 (ha)	径級 (cm)	立木本数 (本)	立木材積 (m3)
605	浅岸(7)	スギ	28.60	10 ~ 56	555	393.520
		アカマツ		20 ~ 36	438	208.226
		カラマツ		10 ~ 56	11,751	6,147.046
		計	28.60		12,744	6,748.792

※内訳

【伐区①】

樹種	面積 (ha)	径級 (cm)	立木本数 (本)	立木材積 (m3)
スギ	11.53	10 ~ 56	555	393.520
アカマツ		20 ~ 36	438	208.226
カラマツ		10 ~ 56	4,602	2,562.168
計	11.53		5,595	3,163.914

【伐区②】

樹種	面積 (ha)	径級 (cm)	立木本数 (本)	立木材積 (m3)
カラマツ	17.07	10 ~ 50	7,149	3,584.878
計	17.07		7,149	3,584.878

明細表

樹 種	スギ		アカマツ		カラマツ				合 計	
林 齢	45年生		— 年生		69、71年生					
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	3	0.165			35	2.042			38	2.207
12	8	0.664			179	16.828			187	17.492
14	19	2.242			571	77.623			590	79.865
16	33	5.280			1,026	187.758			1,059	193.038
18	27	5.697			1,299	316.956			1,326	322.653
20	24	6.504	6	1.242	1,333	422.561			1,363	430.307
22	28	9.044	41	11.603	1,314	522.630			1,383	543.277
24	50	20.050	133	50.141	1,290	621.780			1,473	691.971
26	42	20.580	132	61.116	1,181	672.707			1,355	754.403
28	50	28.150	74	43.956	1,013	695.709			1,137	767.815
30	33	22.275	37	26.233	796	621.904			866	670.412
32	46	35.190	11	9.669	600	549.210			657	594.069
34	40	36.040	3	3.078	388	403.650			431	442.768
36	35	35.280	1	1.188	265	320.070			301	356.538
38	36	40.320			198	263.428			234	303.748
40	28	36.176			124	184.686			152	220.862
42	19	26.942			74	126.986			93	153.928
44	10	15.420			27	51.822			37	67.242
46	9	15.759			21	43.459			30	59.218
48	2	3.788			6	14.398			8	18.186
50	9	18.360			7	17.709			16	36.069
52	2	4.384			1	3.044			3	7.428
54					2	6.500			2	6.500
56	2	5.210			1	3.586			3	8.796
58										
60										
62										
64										
66										
68										
70										
計	555	393.520	438	208.226	11,751	6,147.046			12,744	6,748.792
平均直径	29cm		25cm		23cm		cm			
平均樹高	20m		18m		20m		m			

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地（地上）調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算定した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

（再掲）

面 積	28.60 ha
立 木 本 数	12,744 本
立 木 材 積	6,749 m ³ （ 24,296 石）

【伐区①】

明細表

樹 種	スギ		アカマツ		カラマツ				合 計	
林 齢	45年生		— 年生		71年生					
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	3	0.165			3	0.186			6	0.351
12	8	0.664			60	5.880			68	6.544
14	19	2.242			210	29.610			229	31.852
16	33	5.280			375	68.625			408	73.905
18	27	5.697			539	131.516			566	137.213
20	24	6.504	6	1.242	570	180.690			600	188.436
22	28	9.044	41	11.603	522	214.542			591	235.189
24	50	20.050	133	50.141	486	234.252			669	304.443
26	42	20.580	132	61.116	432	254.016			606	335.712
28	50	28.150	74	43.956	351	248.859			475	320.965
30	33	22.275	37	26.233	312	251.160			382	299.668
32	46	35.190	11	9.669	218	205.792			275	250.651
34	40	36.040	3	3.078	162	177.876			205	216.994
36	35	35.280	1	1.188	120	152.160			156	188.628
38	36	40.320			94	131.036			130	171.356
40	28	36.176			61	96.990			89	133.166
42	19	26.942			44	79.376			63	106.318
44	10	15.420			17	34.612			27	50.032
46	9	15.759			13	28.587			22	44.346
48	2	3.788			5	12.305			7	16.093
50	9	18.360			4	10.968			13	29.328
52	2	4.384			1	3.044			3	7.428
54					2	6.500			2	6.500
56	2	5.210			1	3.586			3	8.796
58										
60										
62										
64										
66										
68										
70										
計	555	393.520	438	208.226	4,602	2,562.168			5,595	3,163.914
平均直径	29cm		25cm		24cm		cm			
平均樹高	20m		18m		21m		m			

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地（地上）調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算定した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

（再掲）

面 積	11.53 ha
立 木 本 数	5,595 本
立 木 材 積	3,164 m ³ （ 11,390 石）

【伐区②】

明細表

樹 種	カラマツ								合 計	
林 齢	69年生									
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	32	1.856							32	1.856
12	119	10.948							119	10.948
14	361	48.013							361	48.013
16	651	119.133							651	119.133
18	760	185.440							760	185.440
20	763	241.871							763	241.871
22	792	308.088							792	308.088
24	804	387.528							804	387.528
26	749	418.691							749	418.691
28	662	446.850							662	446.850
30	484	370.744							484	370.744
32	382	343.418							382	343.418
34	226	225.774							226	225.774
36	145	167.910							145	167.910
38	104	132.392							104	132.392
40	63	87.696							63	87.696
42	30	47.610							30	47.610
44	10	17.210							10	17.210
46	8	14.872							8	14.872
48	1	2.093							1	2.093
50	3	6.741							3	6.741
52										
54										
56										
58										
60										
62										
64										
66										
68										
70										
計	7,149	3,584.878							7,149	3,584.878
平均直径	23cm		cm		cm		cm			
平均樹高	20m		m		m		m			

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地（地上）調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算定した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

（再掲）

面 積	17.07 ha
立 木 本 数	7,149 本
立 木 材 積	3,585 m ³ （ 12,906 石）

売払番号 第 605 号

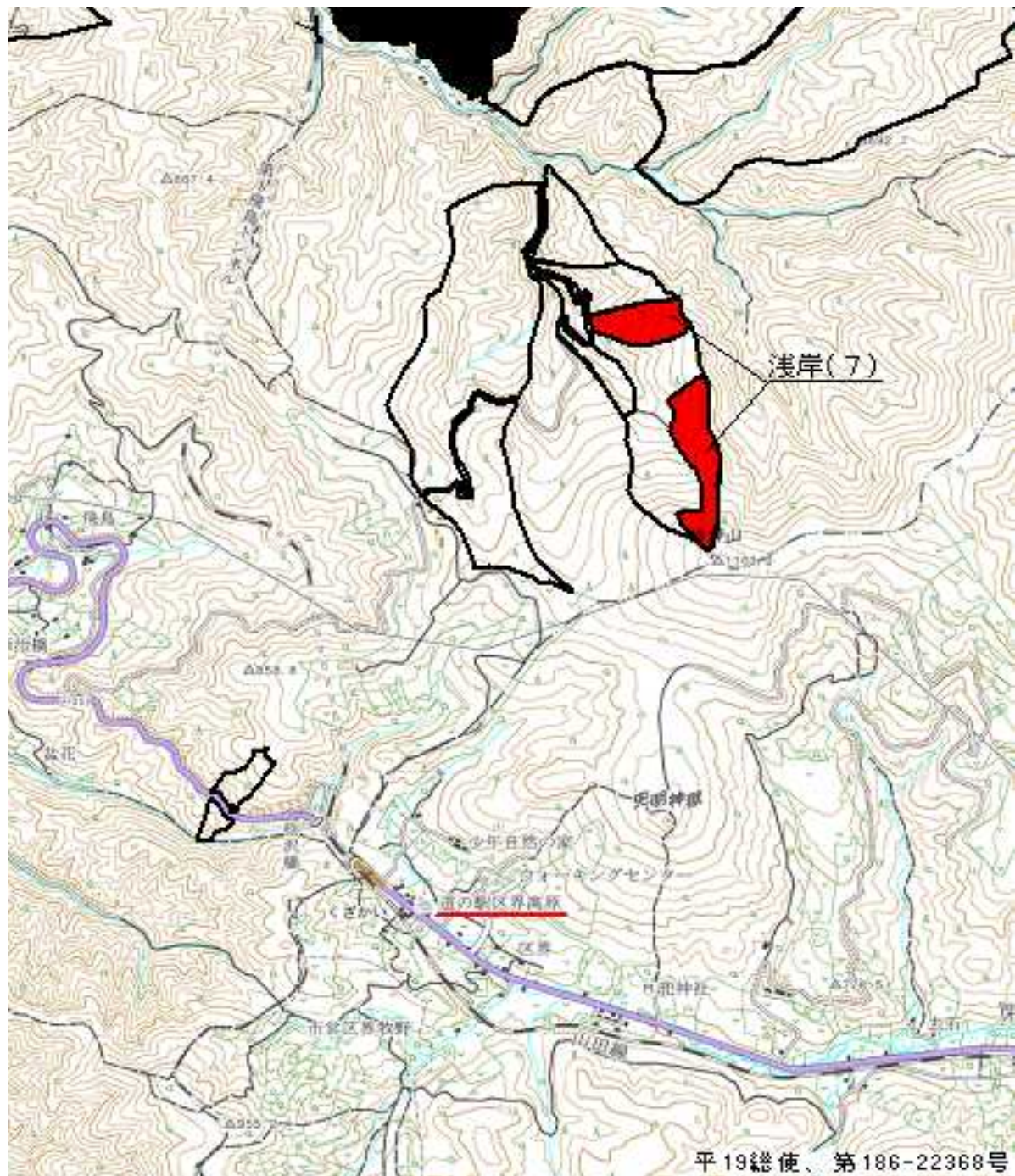
物件所在位置図(その1)

盛岡市新庄字中津川 地内

水源林県行造林 浅岸(7)事業区



・・・物件所在地



売払番号 第 605 号

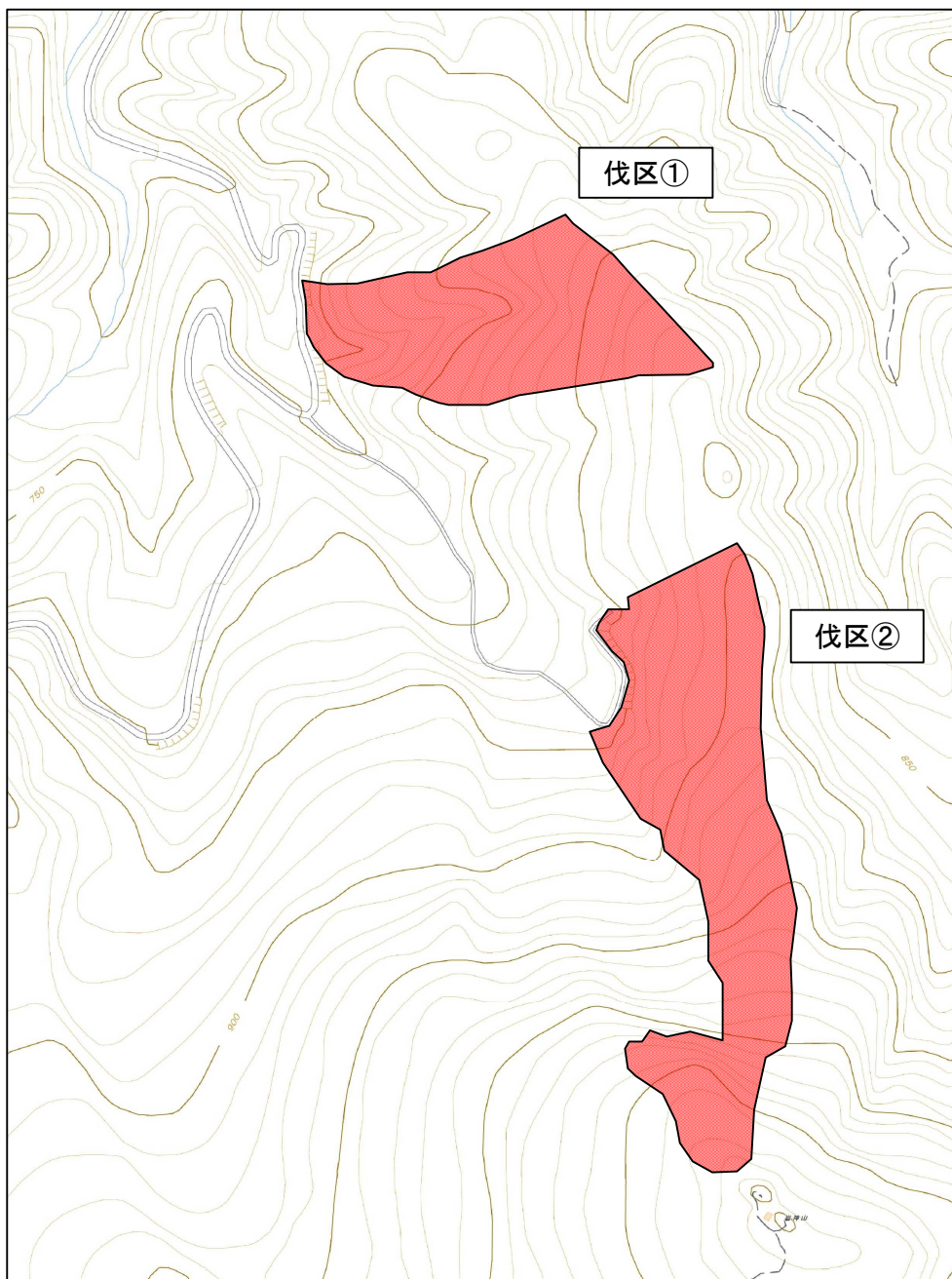
物件所在位置図(その2)

盛岡市新庄字中津川 地内

水源林県行造林 浅岸(7)事業区



・・・物件所在地



車種	6t	搬出条件	搬出期限:3年
その他	・立木の伐採及び搬出後の林地崩壊を未然に防ぐため、搬出作業路の開設は必要最小限とするようお願いします。 ・車両の走行により道路補修が必要な際は、補修くださるようお願いします。		

県 有 林 産 物 競 争 入 札 心 得

1 資格の確認

入札者参加者は、県有林の産物売払競争入札参加資格者名簿に登録された者である旨を受付に申し出て、確認を受けること。

2 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札書記載事項等

(1) 入札書（様式第1号）には、次のことを記載すること。

ア 売払番号

イ 入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）

ウ 入札年月日

エ 宛名（入札執行機関の長宛てとする。なお、氏名の記入は不要とする。（記載例：盛岡広域振興局長 様））

オ 入札参加資格者名簿の登録番号

カ 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、代理人氏名を記載する。）

(2) 入札書への押印は、競争入札参加資格申請の際に届け出たものと同じ印鑑を使用すること。

ただし、代理人にあっては委任状に使用した代理人の印鑑を使用するものとする。

(3) 入札書への記入は、インク・ボールペン・マジックペン等を用い、鉛筆は使用しないこと。

(4) 記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分を線で抹消の上、入札書と同じ印鑑で訂正印を押印すること。

ただし、入札金額の訂正及び抹消は認めない。

4 代理入札

(1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を受付に提出すること。

(2) 委任状には、委任者の氏名、代理人の氏名及び委任事項を記載し、委任者と代理人それぞれが押印すること。

5 事前入札

(1) 事前入札を行う場合は、発送記録が確認できる送付手段又は持参により、入札日前日17時（その日が休日及び祝日に当たっている場合は、その前の平日まで）までに盛岡広域振興局林務部森林保全課に到着するよう提出すること。

(2) 事前入札に当たっては、封筒を二重に使用し、内封筒には入札物件ごとに1通の入札書を入れ、表面に売払番号、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入して封かんすること。

(3) 外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れて封かんの上、表面には、送付先、「入札書在中」（朱書き）、入札日及び件名（記載例：令和8年度 10月県有林産物公売）を記入し、裏面には、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入すること。

(4) 外封筒には、同日・同会場で実施する物件の入札書を入れた内封筒をまとめて提出することができる。

(5) 持参する場合は、事前入札書提出届（様式第2号）により提出すること。

(6) 落札の場合は連絡するが、不落札の場合は連絡しない。

6 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽）に該当する入札

イ 入札に参加する資格を有しない者による入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印をしていない入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

キ 上記5(2)及び(3)に定める事項の記載がない封筒による事前入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 同一の入札について2通以上の入札をした者の入札

コ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 次に該当する入札は取り消すことができる。

民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する入札

- 7 落札者の決定
- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の価格以上の入札者で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 8 再度入札
- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
 - (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退するものを除き、最初の入札における入札者のみとする。
 - (3) 最初の入札の開札時から立ち会わない事前入札参加者は、再度入札を辞退したもののみなし、再度入札への参加は認めない。
 - (4) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。
- 9 指名競争入札における入札の辞退
- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
 - (2) 入札を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。
ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札執行機関に直接持参、又は郵送（郵送の場合は入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。
イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- 10 公正な入札の確保
- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - (4) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 11 入札保証金
入札保証金は免除する。
- 12 賠償責任
落札の無効により生じた損害は、県において賠償の責任を負わない。
- 13 契約締結の留意事項
- (1) 落札者の決定後、売買契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。
ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
イ その他著しい不適正な行為があったとき。
 - (2) 落札者が、契約書を受領した日から20日以内に契約書に県有林産物の売買契約を締結しない場合は、入札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。
 - (3) 契約保証金は、落札金額の100分の10以上の金額を契約書作成の前までに納入のこと。ただし、次に掲げるいずれかの場合はこの限りではない。
ア 入札日から起算して過去2か年間に於いて、国（森林管理署等）又は地方公共団体（県、市町村等）と規模をほぼ同じくする素材又は立木の売買契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、当該代金の納入を確認できる書類等を契約締結の前までに提出した場合。（ただし、契約相手が岩手県の場合は、提出不要）
イ 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合。
ウ 契約締結時に、確実な担保を提供した場合。
なお、買受者が契約を履行せず、契約を解除した場合は、契約保証金は県に帰属し、契約保証金の納付のないときは契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
 - (4) 売買代金の納入期限については、契約締結の日から30日以内とする。ただし、延納を希望するときは、契約締結の後に別に申請書を提出し、県の承認を得て延納担保及び延納利息を納付することにより原則として3か月の延納を認める。

入 札 書

令和 8 年度 10月県有林産物公売

落 札

売払番号	第 605 号
------	---------

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和 8 年10月27日

盛岡広域振興局長 様

登録番号	
------	--

住 所

氏 名

印

(備考)

- 1 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

年 月 日

事前入札書提出届

令和 8 年度 10 月 県有林産物公売に係る事前入札書を提出します。
記

- 1 売払番号 第 605 号
- 2 開札日 令和 8 年 10 月 27 日
- 3 入札者 登録番号 第 号
住 所
氏 名

受付印

記載例

入 札 書

令和8年度10月県有林産物公売

落札

売払番号

第 605 号

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	○	□	△	○	0	0	0	0

令和8年10月27日

盛岡広域振興局長 様

登録番号

住 所 ○○県△△市□□町××字○○番地

氏 名 ○○木材 株式会社
代表取締役 ○○ ○○

委任する
場合は不要

印

代理人が入札する
場合に記載

(上記代理人)
氏 名 △△ △△

印

委任のある支店等から
委任を受けた復代理人
が入札する場合に記載

(上記代理人)
住 所 ○○県□□市××町○○字□□番地
氏 名 ○○木材 株式会社 □□営業所
営業所長 □□ □□

(上記復代理人)
氏 名 △△ △△

印

(備考)

- 1 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

盛岡広域振興局長 様

(委任者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記により代理人を定め、入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 委任する入札

(1) 件 名 令和8年度 10月岩手県県有林産物公売

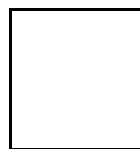
(2) 入札日 令和8年10月27日

2 代理人

住 所

氏 名

使用印



県有林の伐採・搬出にあたっての留意事項

県有林の伐採・搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」に基づき作業されますようお願いいたします。

特に、林地保全及び土砂流出等の災害防止の観点等から下記事項に十分留意されますようお願いいたします。

1 枝条や伐倒木等の処理方法について

- ・ 枝条や転石を、民家や道路等へ落下させないよう作業を行う。
- ・ 枝条等の残材は溪流敷外に搬出し、残置場所の分散や杭を打つ等、大雨等で流出しないよう適切に処理する。
- ・ はい積みの位置は原則として作業道の谷側とし、極力、沢筋は避ける。

2 作業道及び土場の作設について

- ・ 作業道及び土場は必要最小限とし、地形に沿った作設とする。
- ・ 路網を計画する際は、溪流を横断する箇所をできるだけ少なくし、切土や盛土の高さを低く設定する等、林地保全に配慮した作設とする。
- ・ 必要に応じて横断排水等の排水箇所を設け、適切な排水処理を行う。
- ・ 作設した作業道等のうち、一時的な使用を目的としたものは、使用後に埋戻しを行うなど早期に原状回復されるようにする。
- ・ 直下に民家、道路、鉄道等の重要な施設がある場合や、急傾斜地、溪流に近接している、土壌等の条件が悪い等、林地崩壊や土砂流出を引き起こすおそれがある箇所での作設は避ける。
- ・ 「主伐時における伐採・搬出指針」に基づかない場合にあつて、かつ、「宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月26日施行、通称：盛土規制法）」に該当する場合は、「盛土規制法」における許可が必要になるので、注意すること。

3 道路の使用や損傷防止等について

- ・ 雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力控える等、道路の損傷防止に努める。
- ・ 道路を損傷した場合には、補修を行うこと。

4 その他の事項

- ・ 取水施設や養魚場等、又は漁業権設定河川が下流にある場合は、濁水を発生させないよう対策を講じる。
- ・ 早朝等において騒音防止の対策を講じる。
- ・ 現場に立て看板を設置する等、関係者以外にも作業中であることを知らせ、安全確保・事故防止に努める。

公売物件の概要

1 林内状況



カラマツ(71年生)



スギ(45年生)

2 施業履歴

作業種	年度	備考
植栽	S31、33、57	スギ、カラマツ
下刈	S31～37、57～61	スギ、カラマツ
枝打	H6	スギ、カラマツ
つる切	S53	カラマツ
除伐	S52	カラマツ
保育間伐	S62	カラマツ

3 道路状況

